

平成23年11月11日
消費者庁

スクーバダイビングショップにおける料金等の表示の適正化について

消費者庁は、平成23年3月以降、スクーバダイビングショップ（以下「ダイビングショップ」という。）における料金等の表示について調査を行ってきました。

その結果、複数のダイビングショップが、講習の受講料金等について景品表示法違反につながるおそれのある表示を行っていた事実が認められました。このため、これらのダイビングショップに対し、当庁として注意を行いました。

当庁は、景品表示法違反と消費者被害を未然に防止するため、注意事例の概要を取りまとめ公表します。

1 注意対象の表示（詳細は別紙1参照）

- (1) 講習受講の際のダイビング器材のレンタル料金等に係る不当表示のおそれがあるもの（例：ダイビング器材のレンタル料金の表示がなかった事例等）
- (2) 講習の受講料金等に係る不当表示のおそれがあるもの（例：講習の受講料金について、「キャンペーン特別価格」と記載し、「通常価格」より安くすると表示しながら、「通常価格」で提供した実績がなかった事例等）

2 今後の対応

当庁は、今後も引き続きダイビングショップが行う表示について注視し、景品表示法違反行為が認められた場合には、厳正に対処することとする。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：渡辺、野上

電話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

1 講習受講の際のダイビング器材のレンタル料金等に係る不当表示のおそれがあるもの
(景品表示法第4条第1項第2号(有利誤認))

事例概要	
①	<p>A社は、平成23年3月頃から遅くとも同年7月頃までの間、自社のウェブサイトにおいて、初級講習の受講料金について、 「〇周年記念キャンペーン実施中!!」、「¥19,***」 と記載した上で、その下に小さく 「(学科・プール・海洋の指導料及び実習費・テキスト・タンクレンタル・保険・申請料込)」 と表示していた。</p> <p>実際には、受講に際し、タンクのほかにウェットスーツ、シュノーケル、マスク、フィン等のダイビング器材のレンタルが必要となる場合が少なくなく、この場合、当該器材のレンタル料金として別途20,000円を支払う必要があるものであった。</p>
②	<p>B社は、平成23年1月頃から同年7月頃までの間、広告企画事業者が運営するクーポン共同購入ウェブサイトにおいて、ダイビング講習のクーポン料金について、 「9,***円」、「ライセンス取得コース 宿泊・レンタル費込み」 と記載した上で、 「クーポン料金に含まれるもの マニュアル・宿泊・全講習費・必要器材レンタル代・施設使用料」、 「クーポン料金に含まれないもの 現地迄の交通費、現地での飲食代・国内旅行傷害保険1,***円、Cカード申請料6,***円」 と表示していた。</p> <p>実際には、講習の受講に際して2本以上の空気タンクを使用することもあり、1本目のタンクの使用料金については当該クーポン料金に含まれるが、2本目以降は1本当たり4,000円の追加料金を支払う必要があるものであった。</p>

(注) 各事例における表示内容は、分かりやすくするため、実際の表示内容を一部変更している。

2 講習の受講料金等に係る不当表示のおそれがあるもの（景品表示法第4条第1項第2号（有利誤認））

事例概要	
①	<p>C社は、平成23年2月頃から同年3月頃までの間、自社のウェブサイトにおいて、講習の受講料金について、</p> <p>「通常¥71, ***~のコース料金が、今なら¥58, ***~」と表示していた。</p> <p>実際には、当該「通常」と称する料金は、平成22年10月以前に提供されていた料金であり、それ以降、提供された実績のないものであった。</p>
②	<p>D社は、平成20年3月頃から平成23年3月頃までの間、自社のウェブサイトにおいて、講習の受講料金について、</p> <p>「¥92, ***（通常税込み金額）⇒ 特価！ ¥56, ***（税込み金額）*通常価格より、¥36, ***のお得」と表示していた。</p> <p>実際には、当該「通常税込み金額」と称する料金は、提供された実績のないものであった。</p>
③	<p>E社は、平成22年5月頃以降、自社のウェブサイトにおいて、講習の受講料金について、</p> <p>「【通常価格】¥116, ***税込 キャンペーン特別価格 ¥59, ***税込」と表示していた。</p> <p>実際には、当該「通常価格」と称する料金は、提供された実績のないものであった。</p>
④	<p>F社は、平成23年1月頃から同年3月頃までの間、自社のウェブサイトにおいて、講習に付随して販売されるウェットスーツ等の器材○点のセット購入プランの価格について、</p> <p>「受講者限定 器材○点セットご購入代金 一般価格：97, ***円のところ ¥39, ***」と表示していた。</p> <p>実際には、当該「一般価格」と称する価格は、器材○点それぞれに付されたメーカー希望小売価格を合計したものであって、当該価格による販売実績はなかった。</p>

（注）各事例における表示内容は、分かりやすくするため、実際の表示内容を一部変更している。

【用語解説】

○ スクーバダイビング

スクーバダイビングとは、「スクーバ」と呼ばれる自給式水中呼吸装置等のダイビング器材を装備して行う潜水のことをいう。

○ Cカード

「Certification Card」の略。

Cカードは、ダイビング指導団体が発行する認定証で、ダイビング指導団体が定める講習課程を修了したことを証明するもの。講習には、ダイビング指導団体及び講習課程に応じて様々なレベルが設けられている。

なお、我が国では、現存するダイビング指導団体は民間組織であり、Cカードは公的資格を示すものではない。

○ ダイビングショップ

ダイビングショップとは、潜水技能習得のための講習やダイビングツアーの企画等の役務を提供するとともに、ダイビング器材のレンタル及び販売を行う事業者のことをいう。

ダイビングショップは、基本的に、属しているダイビング指導団体の講習課程に沿って講習を行っており、講習の受講者を募集するため、ウェブサイトや雑誌等に広告を掲載している。

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

景品表示法による表示規制の概要

